

中国における職官儀注書の出現と官制叙述のはじまり

佐藤達郎

はじめに

中国の歴史正史には、「職官志」「百官志」など王朝の官僚制度に関する解説と沿革を記した「志」(特定分野ごとのモノグラフ)がしばしば載せられる。その祖型となるのが『漢書』百官公卿表(以下、単に「百官公卿表」と略称)であり、同書の影響下に後の正史の職官志類も書き継がれていくことになるのだが、こうした正史の職官志類とは一応別に、ある王朝の官僚制度ならびに関連する儀礼制度について記す単行の書物―本稿ではこれらを「職官儀注書」と総称する―が百官公卿表と前後して出現し、後漢から魏晋南北朝時代にかけて盛んに編まれていくようになる。これら、後漢時代に出現する職官儀注書の代表的なものとして胡広『漢官解詁』、応劭『漢官儀』などが挙げられ、筆者は以前に別稿⁽¹⁾でこれらの書の性格や歴史的背景について取り上げたが、こうした職官儀注書の嚆矢となるのが、後漢最初期に編まれた『漢官』、『漢旧儀』である。

因みにそれ以前、すでに前漢初に「二年律令」秩序に見られるような、同時代の官制全体に関する体系的規定があったことは確かである⁽²⁾。しかし、そうした官制の全体像を主体的・意識的に叙述する、言い換えれば、一人ないし複数の特定の著述家が何らかの目的と問題意識のもとに現実の官制を描写し始めるには、前漢末の楊雄官箴⁽³⁾を待た

ねばならない。そしてそれ以後、後漢に入るや、楊雄官箴の続作のみならず、現実の漢朝の具体的典制を詳述する『漢官』、『漢旧儀』などの職官儀注書が出現し、それらに続いて職官儀注書が相次いで作られるようになっていく。さらにそうした流れの上に編まれるのが、中国史上初の体系的な官制叙述の書としばしば評される「百官公卿表」である。本稿ではこれら後漢初頭に出現し始める職官儀注書の性格とその出現の歴史的背景、それらから「百官公卿表」や別稿で取り上げた『漢官解詁』、『漢官儀』などへの発展の系譜につき概観したい。

一 佚名氏『漢官』

孫星衍輯『漢官六種』の最初に掲げられているのが、撰者不詳の『漢官』である。孫氏輯本には主に『統漢書』百官志注から採られた九十数条が集められ、その多くがごく断片的なものである。典型的な条文を二、三例挙げよう。なお、以下、引用文は孫星衍『漢官六種』⁽⁴⁾に基づき、もとの出典は一々記さないこととし、また条文については訓読を施さない。

太傅、長史一人、秩千石、掾属二十四人、令史・御属二十二人。

〔太常〕員吏八十五人、其十二人四科、十五人佐、五人假佐、十三人百石、十五人騎吏、九人学事、十六人守学事。

〔光禄勳〕員吏四十四人、其十人四科、三人百石、二人斗食、二人佐、六人騎吏、八人学事、十三人守学事、一人官医。衛士八十一人。

このように、ある官（その多くが中央の六百石以上の長吏）につき、その「員吏」すなわち属官の総数、その内訳と官秩を記す形を取っている。右に挙げた諸例で、長官・次官についての記載がないのは、それらが『統漢書』百官志の注に引かれているためである。すなわち百官志の本文に既にその記載があるため、注ではその部分は略して引用されているのであろう。

そのようなものとして各条文本来の体裁を想定したとき、その記述形式が尹湾漢簡「東海郡吏員定簿」^⑤のそれに似通っていることに気づく。本簡は前漢末期における東海郡と管下諸県の長吏・少吏数を郡県ごとに記したものであり、たとえば最大の海西県の記載は次の通りである。

海西吏員百七人、令一人秩千石、丞一人秩四百石、尉二人秩四百石、官有秩一人、郷有秩四人、令史四人、獄史三人、官齋夫三人、郷齋夫十人、游徼四人、牢監一人、尉史三人、官佐七人、郷佐九人、亭長五十四人、凡百七人

廖伯源氏は、これが漢初における定額であり、前漢末にはすでにこの規定を越えて人員の増置がなされていたであろうとする^⑥。廖氏も推測するように、『漢官』がこうした当時の公的記録（官簿）の類を資料源として編纂されたことは十分に想定してよいだろう。中には「太子舍人」十三人、選良家子孫。「太子門大夫」門大夫二人、選四府掾属。「太子洗馬」選郎中補也。」のように人事上の慣行を記す条文もあり、これらは前漢一代の故事^⑦に材を取ったものと思われる。

『漢官』の記述する官が後漢のものであったことは、河南尹に関する記事があることから、また後に述べる各州州治の洛陽からの距離が記されることから分かる。佚文のなかには建武十二年八月乙未の、察掾定員に関する詔勅引

用も含まれ、本書の編纂開始はその前後にまで遡りうるであろう。いつぼう下限はどこまで降りうるか、あいにくそれを手がかりはない。世祖廟の吏員に関して「員吏六人、衛士二十人」（『統漢書』百官志二、世祖廟令条注）とあるので、最終的な成書が光武帝の没後であることは指摘できるが、光武帝在位中から漸次的に編纂されてきた可能性をそれは否定しない。概して、官簿からそのまま引き写したようなプリミティブな記述形式から見て、後漢の比較的早期の著であるような印象を受ける。

ところが、一見素朴な官簿の引き写しであるかに見られる本書には、一定の著述の志向性があったように思われる。まず注意したいのは、「太常、光祿勳、衛尉」右三卿、太尉所部」「太僕、廷尉、大鴻臚」右三官、司徒所部」「宗正、大司農、少府」右三卿、司空所部」（いずれも『統漢書』百官志注引）という佚文である。すなわち、九卿の三卿ずつが、それぞれ三公の一つに分属したというのである。こうした官制構想は、王莽時代において次のごとく試みられたものであった。

置大司馬司允、大司徒司直、大司空司若、位皆孤卿。更名大司農曰義和、後更為納言、大理曰作士、太常曰秩宗、大鴻臚曰典樂、少府曰共工、水衡都尉曰予虞、与三公司卿凡九卿、分属三公。每一卿置大夫三人、一大夫置元士三人、凡二十七大夫、八十一元士、分主中都官諸職。（『漢書』王莽伝中）

大司馬司允、大司徒司直、大司空司若を置く、位は皆な孤卿なり。更めて大司農を名づけて義和と曰い、後に更めて納言と為す、大理を作士と曰い、太常を秩宗と曰い、大鴻臚を典樂と曰い、少府を共工と曰い、水衡都尉を予虞と曰い、三公司卿と凡そ九卿、分ちちて三公に属せしむ。一卿毎に大夫三人を置き、一大夫ごとに元士三人を置き、凡そ二十七大夫、八十一元士、分ちちて中都官の諸職を主らしむ。

そしてこうした王莽の構想は『周礼』よりも多分に『礼記』王制「天子三公、九卿、二十七大夫、八十一元士」などを主としつつ、それに『周礼』の三公六卿の官名を加味したものであることは、劉師培が「西漢周官師説考」⁽⁸⁾で指摘する所である。『周礼』の官制典範としての絶対的權威が確立していく後漢中期以降とは異なり、後漢初期においては、同書だけでなく様々な経書古記から古制を追求した王莽の余風が、王莽自体の否定にも拘わらず色濃く残っていたのではなからうか。

そうした関心に照らしたとき、第二に、『漢官』佚文にいくつかの州治の洛陽からの距離を記すもののあることに注意される。たとえば「沛国譙、刺史治。去雒陽千二十里」「武陵郡漢寿、刺史治。去雒陽三千里」「蒼梧郡広信、刺史治。去雒陽九千里」のごとくである。現存する佚文は八州の分のみだが、もとは十三州すべてについて同様の記述があったに違いない。すなわち本書は各官の吏員官秩を記すのみならず、天下各州の王都からの距離、換言すれば帝王統治下の領域の広がりをも示していたのであり、これも『礼記』王制以来の経学伝統すなわち、天子百官と天下領域との包括的記述を通じて、帝国統治下の全世界像を提示しようとする志向性に通底するものとせねばならない。そうした志向性が、官箴と十二州箴とをあわせ作った楊雄にも認められることについては以前に述べた所である⁽⁹⁾。

以上のように見れば、本書が単なる官名官秩の目録（事実、佚文はしばしば『漢官目録』として引かれる）的なものであるにとどまらず、一定の理念と世界像に沿って後漢初期の官制を記述した、まさしく職官書の嚆矢であることが分かるであろう。先学のいうように百官公卿表が体系的官制叙述の書として画期性を持つとしても、それにおそらくは先行するものの一つとして、本書の史学史上の意義を看過すべきではない。そしてその出現の背景には、次節で取り上げる『漢旧儀』同様に莽新の篡奪・改制とその崩壊、それを承けての光武政権による統治恢復、という時代的要請があったこともほぼ疑いない。

後漢末に至り、応劭は本書に注解を施した。彼の本書に対する注解がどのようなものであったか直接に知ることは

できないが、彼の『漢官儀』にも『漢官』の本文と注解は一部が取り入れられたものと思われる。別稿で述べた『漢官儀』の特徴から判ずれば、『漢官』の注解も各官の沿革故事や官名の典故、ないし各官に関する衣冠典章に涉るものであったことが推測される。そして後漢末以後、応劭の注釈を伴った職官儀注書として、本書は同じく彼の『漢官儀』と並んで唐代に至るまで読み継がれていく。『隋書』経籍志には「漢官五卷 応劭注」「漢官儀十卷 応劭撰」の両書が見え、降って南宋代、『通志』芸文略にも「漢官儀十卷 応劭撰」とともに「漢官五卷 応劭注 今存一卷」とあり、南宋ではすでに一卷を残すのみであったらしい。『漢官儀』と並んで本書が後代まで読み継がれた理由は、一つには漢代官制の詳細かつ包括的なリストの用を本書がなしたことにある。六朝から唐代に至るまで、儀礼や官制の議論において「漢制」「漢の旧儀」が参照された例は、枚挙にいとまない。そうした際、三公九卿より百石以下の少吏に至る官制の全体像を簡明に看取できる本書こそは、学者たちにとって格好の参照の糧となつたのではなからうか。

二 衛宏『漢旧儀』

『漢官』と並んで、後漢初期に編纂されたことの確かな職官儀注書が『漢旧儀』である。撰者の衛宏について、『後漢書』儒林衛宏伝はつぎのように記す。

衛宏字敬仲、東海人也。少与河南鄭興俱好古学。初、九江謝曼卿善毛詩、乃為其訓。宏從曼卿受学、因作毛詩序、善得風雅之旨、于今伝於世。後從大司空杜林更受古文尚書、為作訓旨。時濟南徐巡師事宏、後從林受学、亦以儒顯、由是古学大興。光武以為議郎。宏作漢旧儀四篇、以載西京雜事。又著賦・頌・誄七首、皆伝於世。

衛宏、字は敬仲、東海の人なり。少くして河南の鄭興と俱に古学を好む。初め、九江の謝曼卿、毛詩を善くし、乃ち其が訓を為す。宏、曼卿より学を受け、因りて毛詩序を作り、善く風雅の旨を得、今において世に伝わる。後、大司空杜林より更に古文尚書を受け、為に訓旨を作る。時に済南の徐巡、宏に師事し、後、林より学を受け、亦た儒を以て顕れ、是に由りて古学大いに興る。光武、以て議郎と為す。宏、漢旧儀四篇を作り、以て西京の雜事を載す。又た賦・頌・誄七首を著し、皆な世に伝わる。

すなわち、光武帝時代の古文学者にして議郎であつた衛宏が、前漢時代の「雜事」を蒐集採録したものが本書である。次に孫氏輯本よりいくつかの佚文を挙げ、その内容傾向につき見てみたい。

御史、員四十五人、皆六百石。其十五人衣絳、給事殿中、為侍御史、宿廬在石渠門外。二人尚璽、四人持書給事、二人侍前、中丞一人領。余三十人留寺、理百官事也、皆冠法冠。

尚書四人、為四曹。常侍曹尚書、主丞相、御史事。二千石曹尚書、主刺史、二千石事。民曹尚書、主庶民上書事。主客曹尚書、主外国四夷事。成帝初置尚書、員五人、有三公曹、主斷獄事。

丞相府司直一人、秩二千石、職無不監。武帝初置。曰馬直官、今省。

県戸口満万、置六百石令、多者千石。戸口不滿万、置四百石、三百石長。大県両尉、小県一尉、丞一人。三百石丞、県長黄綬、皆大冠。亡新命長為宰、皆小冠、號曰夫子。亡新時有五百石、八百石。府下置詔獄。

これらのように、各官の定員と秩禄を記すことは『漢官』と同様だが、それと異なる大きな特徴は、各官の職掌、とくに印綬衣冠について記すことであり、また前漢一代から「亡新」に至るまでの沿革に簡単に言及されることもあ

る。なお司直の条に「今省」とある今とは、衛宏の時代、より具体的には建武十八年以後を指す。『統漢書』百官志注に「世祖即位、以武帝故事、置司直、居丞相府、助督録諸州、建武十八年省也」とあり、建武十八年に司直が廃されたからである。

各官の職掌だけでなく、次のように遷補の基準や方法が記されることもある。

廷尉正・監・平物故、以御史高第補之。御史少史行事如御史、少史有所為、即少史屬得守御史、行事如少史。少史秩比六百石。御史少史物故、以功次徵丞相〔史〕守御史少史。所代到官視事、得留罷中二千石詹事・水衡都尉。

丞相史物故、調御史少史守丞相史、若御史少史。監祠寢園廟、調御史少史屬守、不足、丞相少史屬為伴、事已罷。

また次のように各官にまつわる儀礼や慣行、身分待遇に関する記事も少なくない。

丞相車黑兩轡、騎者衣絳、掾史見礼如師弟子、白録不拜朝、示不臣也。聽事閣曰黃閣、無鐘鈴。掾有事当見者、主簿至曹請、不伝召、掾見脱履、公立席後荅拜。百石属不得白事、当謝者西曹掾為〔通〕謝部。吏二千石初除、詣東曹掾拜部、謁者贊之。

丞相有病、皇帝法駕親至問病、從西門入。即薨、移居第中、車駕往弔、賜棺・斂具、贈錢・葬地。葬日、公卿以下会送。

丞相府官奴婢伝漏以起居、不擊鼓。官属吏不朝、且白録而已。諸吏初除謁視事、問君侯心閣奴名、白事以方尺板

叩閣、大呼奴名。君侯出入、諸吏不得見、見礼如師弟子狀。掾史有過、君侯取録、推其録、三日白病去。

中臣在省中皆白請、其宦者不白請。尚書郎宿留台、中官給青縑白綾被或錦被・帷帳・岢褥・通中枕、太官供食、湯官供餅餌果實、下天子一等。給尚書郎伯二人、女侍史二人、皆選端正者從直。伯送至止車門還、女侍史執香炉燒薰、從入台護衣。

あるいはそもそも、特定の官に限定されない儀礼次第に関する記事も多い。

皇帝起居儀官司馬内、百官案籍出入、宮衛周廬、昼夜誰何。殿外門署属衛尉、殿内郎署属光祿勳、黄門・鈎盾署属少府。輦動則左右侍帷幄者称警、車駕則衛官填街、騎士塞路。出殿則伝蹕、止人清道、建五旗、丞相・九卿執兵奉引。乘輿冠高山冠、飛羽之纓、幘耳赤、丹紉裏、帶七尺斬蛇劍、履虎尾絢履、諸王婦国称從。

以上のように、「西京の雜事を載」せたとされる『漢旧儀』は、具体的には前漢の官制とその沿革、それに関わる儀礼や身分待遇、さらには王朝の儀礼全般を広く採録するものであり、後代の職官儀注書に共通する多くの要素がすでに含まれている。事実、たとえば蔡質『漢官典職儀式選用』や応劭『漢官儀』などに、本書を踏襲したと思われる記事が散見するのは、本書が後の職官儀注書に与えた影響を物語るものであろう。

尚書郎伯使二人、女侍史二人、皆選端正者。伯使從至止車門還、女侍史絜被服、執香炉燒燻、從入台中、給使護衣服也。（『漢官典職儀式選用』佚文）

これは先に挙げた『漢旧儀』の、尚書郎に対する待遇を述べた条文と共通するものである。また次は『漢旧儀』と『漢官儀』で共通する記事の一例である。

太尉・司徒長史、秩比二千石（当作比千石）、号為「毗佐三台、助鼎和味」。其遷也多拋脚校也。〔漢旧儀〕佚文）

太尉・司徒・司空長史、秩比千石、号為「毗佐三台、助成鼎味」。〔漢官儀〕佚文）

ただ、本書を後述の『漢官儀』、あるいは『漢官解詁』と比べたとき、そこに大きな違いがあることも指摘せねばならない。まず本書の後二者に比しての大きな特徴は、その詳細な内容の一方で、漢の官制を經典の記載になぞらえる記述のいっさい見られない―衛宏自身は經学者であるにも拘わらず―ことである。別稿で述べたように、こうした經典への批擬こそは後漢中期の劉珍や張衡らが強く志向し、後漢後期の胡広や応劭にも一定程度踏襲されてきたものであった。

そして、そうした特徴とおそらくは関わる点として第二に、各官の沿革に関する記述が前漢一代（および新）に止まっていることが挙げられる。沿革が後漢にまで及んでいないことは、後漢初の著作である以上当然としても、秦以前に関する言及がいっさい見られないことは、『漢官解詁』『漢官儀』さらには百官公卿表と比べても異質である。これらの著作には、それぞれの官が「周官」「秦官」あるいは「古官」であることがしばしば、百官公卿表ならほぼ大抵（漢代新設の官にはその記述がないが）、記されるのである。

これらのことを換言すれば、『漢旧儀』には前漢の官制を、經書の世界にまで遡る制度の歴史上に位置づけようとする意識が見られない。あくまで前漢一代の制度の具体像とその変遷を描くことに主眼が注がれているのである。そ

れはとりもなおさず、衛宏が議郎として活躍した後漢初期の時代的要請を反映するものであったに違いない。王莽が倒されてのち、天下に覇権を確立しつつあった光武政権にとって、統治機構と政治秩序の再確立は火急の課題であり、しかもそれは正統性獲得のためにも、王莽を否定して前漢の旧に復するものでなくてはならなかった。更始元年、三輔に入った司隸校尉劉秀らの威儀を目にした老吏の「凶らざりき、今日また漢官の威儀を見んとは」(『後漢書』光武本紀上)との感歎、あるいは同年、北方州郡の鎮慰に派遣された劉秀が「王莽の苛政を除き、漢の官名を復す」るや「吏人喜悦し、争いて牛酒を持って迎勞す」(同前)といった様子は、当時の世潮における前漢の旧制への懐旧を示して余すことがない。こうしたなかで前漢の官制と儀礼を復活すること、そしてそのためにそれらの詳細に関する記録を蒐集編纂することの意義は、『漢旧儀』の書名のもつ意味とともに、自ずと明らかであろう。さらに想像をたくましくするならば、同書に集大成された前漢一代の制度をもとに、後漢初期の官制構想を一覽的に提示したものが、前節で取り上げた『漢官』であったかもしれない。

一見、前漢の制度を未整理に「雜載」したかに見える『漢旧儀』は、以上の時代背景と目的意識のもとに官制・儀礼の詳細を広く集め、前述のように後代の職官儀注書の、一つの源流となった。以後、後漢時代の官制記述はA…經典への批擬と理想化／B…現実の典制の客観的・歴史的叙述、この両様の志向の拮抗のなかで、次第にBへと傾斜していく¹⁰⁾。Aを欠きBに重きを置く『漢旧儀』の傾向は、こうした後代の潮流を先駆けたものと評価できよう。またそのような潮流の背景に、別稿でも述べたように古文学の影響があったことをここで付言しておきたい。ほかならぬ衛宏も当代を代表する古文学者であった。

二 『漢書』百官公卿表と職官儀注書

『漢官』『漢旧儀』に続いて現れるのが、章帝時代に著された『漢書』の百官公卿表である。同表は班固の獄死後、妹の班昭らによって完成されたとされる。周知のようにこれには異説があり、劉知幾はそれが三国呉の謝承の手になるとする（『史通』内篇卷三「書志」）が、別稿で述べたように『漢官解詁』や『漢官儀』には百官公卿表の引用が見られることから、その説は成り立たない。

さて百官公卿表、正確には『漢書』卷十九上、百官公卿表上は、続く同表下における三公九卿在位者の年表、こちらを本体とする一種の序文である。しかしこの序文が前漢官制の包括的で要を得た説明となっているため、後代の正史ではついに年表を失って官制叙述の部分だけが志として踏襲されていくことになった。その意味ではまさしく歴代正史の職官志、さらにはそれらに基づき編纂された政書類の、祖型と言つてよい^④。

その内容形式は、まず前文で三皇五帝以下、秦漢に至るまでの設官の大略を述べ、ついで①丞相・太尉・御史大夫、太傅・太師・太保―後のいわゆる三師三公、②太常から執金吾までの中二千石官―いわゆる九卿にほぼ該当、③太子太傅より右扶風までの二千石官、④司隸校尉より虎賁校尉までの比二千石の校尉（その前後に護軍都尉と西域都護（奉車都尉を交える）、⑤侍中（中常侍・給事中の加官）、⑥二十等爵、⑦諸侯王と王国官員、⑧州から郷亭里までの地方官、のおよそ八群についてそれぞれの長官・属官の職掌、置官沿革を述べ、最後に⑨官秩ごとの印綬の規定と全吏員数をまとめて記載する形を取っている。

先行する『漢官』『漢旧儀』と比べてたとき、百官公卿表は一々の官について官秩・印綬を記すのではなく、たとえば②群の末尾で「自太常至執金吾、秩皆中二千石、丞皆千石」とし、また印綬の制も①群を除いては⑨で総括するな

ど、よく整理工夫がなされている。また同じく前漢官制を述べる以上、『漢旧儀』と百官公卿表とで各官の職掌記述に一部類似の表現が見られることはあっても、後者は前者を全面的に踏襲しているのでは決してない。例を挙げれば、

県戸口満万、置六百石令、多者千石。戸口不满万、置四百石・三百石長。大県西尉、小県一尉、丞一人。（『漢旧儀』佚文）

県令・長、皆秦官、掌治其県。万户以上為令、秩千石至六百石。減万户為長、秩五百石至三百石。皆有丞・尉、秩四百石至二百石、是為長吏。百石以下有斗食・佐史之秩、是為少吏。（百官公卿表）

のように類似の記述があっても明らかに後者と前者との間には出入があり、そもそも、

丞相府司直一人、秩千石、職無不監。武帝初置、曰馬直官。今省。（先掲『漢旧儀』佚文）

武帝元狩五年初置司直、秩比二千石、掌佐丞相举不法。（百官公卿表）

のように職掌記述のみならず官秩も合致しない例も多く、後者は前者とは別の情報源を持っていることが分かる。班固が大叔父班序の下賜された秘書副本を家蔵し、自身蘭台令史として東觀秘書の閲読を許されていた以上、それは当然であろう。

また百官公卿表の、『漢旧儀』あるいは後代の『漢官解詁』『漢官儀』などの職官儀注書と比べての特徴として、職掌記述がきわめて簡潔であり、さらに、各官にまつわる衣冠や儀礼制度、故事慣例などいわば有職故実に関する記載

をいっさい欠いていることが指摘できる。先述の、よく整理された記述形式と併せて、このことは同書の内容を簡明なものにしているが、この簡略さに飽き足らずしてか、応劭は（おそらくは彼の『漢書集解』の中で）各官の官名の由来などについて一々注解を施している。この注解は彼の『漢官儀』にも一定程度再録されたものと考えられる。

百官公卿表の、先行する二書に比しての大きな違いは、先にも触れたように同書に至ってはじめて各官について「古官」「周官」「周末官」「秦官」の別を標したことである。

太傅、古官、高后元年初置、金印紫綬。後省、八年復置。後省、哀帝元寿二年復置。位在三公上。

内史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年分置左右内史。……

前後左右將軍、皆周末官、秦因之、位上卿、金印紫綬。漢不常置、或有前後、或有左右、皆掌兵及四夷。有長史、秩千石。

相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理万機。……

これら、それぞれの官が実際に古官であるか秦官であるか、その歴史事実には照らしての当否は今では問わない（この点については『漢書補注』に様々な議論が載せられている）。むしろここで注意したいのは、百官公卿表がそれらの官の歴史的由来を、秦以前に遡って述べようとしたその姿勢であり、先述のようにこれは『漢旧儀』にはまだ見られなかったものである。先にも述べたように百官公卿表は各官の概要について説明する前にまず、全体の序文として上古から漢代までの置官の概略を述べる。最初に『易』、『左伝』、『尚書』など経書に見える三皇五帝の制度を順に述べ、ついで「夏・殷は聞く亡し、周官は則ち備れり」として周の六卿（天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空）、三公（太師、太傅、太保）、三少（少師、少傅、少保；是為孤卿、与六卿為九焉）について説明す

る。これは陳立が『白虎通疏証』（卷四「封公侯」三公九卿章）で指摘するように、古文周礼説を主としつつ今文の九卿説と折衷させた説明である。また或説として司馬・司徒・司空を三公とする説を挙げるが、これは『白虎通疏証』の指摘のように今文説である。続けて周の凋落にもなう官制の乱れ、戦国の動乱の中での各国の変動について簡単に触れ、秦漢に説き及ぶ。「秦、天下を兼せ、皇帝の号を建て、百官の職を立つ。漢、因循して革めず、簡易を明らかにし、時宜に随うなり。その後、頗る改むる所あり。王莽の位を篡うや、古官に慕従し、而して吏民安んぜず、また虐政多く、遂に乱を以て亡ぶ（秦兼天下、建皇帝之号、立百官之職。漢因循而不革、明簡易、隨時宜也。其後頗有所改。王莽篡位、慕従古官、而吏民弗安、亦多虐政、遂以乱亡）。最後に、以上の歴史を振り返ってこう総括する。「故に略ぼ（四）大分を表挙し、以て古今を通じ、温故知新の義を備うると云う（故略表挙大分、以通古今、備温故知新之義云）。このように、上古、周、秦の三期を節目とし、漢は秦に因循したとの歴史的説明は、各官につき古官・周官・秦官の別を標す記述形式とも整合している。また最後に王莽がもつばら古官を模倣し、混乱のうちに滅び去ったことを述べ、「ゆえに」前漢の官制の大概を表で示し、それによって古今を通観し、古来の沿革を知ることによって近代の制度の由来を知ろうというのである。こうした歴史的由来を無視して古官に盲従したために王莽は滅んだ。そうであればこそ、前漢の各官それぞれのしかるべき由来沿革を示すことが、漢朝の体制を歴史的に形成された必然のものとして理解するために必要である、—そう班固たちは考えたのではなからうか。もしそうであれば、それは別稿で述べた胡広の歴史観とも根を通ずるものといえよう。『漢書』敘伝に百官公卿表の趣旨を述べる中で「漢は秦より迪り、革むる有り因る有り」とあるのも、胡広『漢官解詁』序文「蓋し法に成易有り、而して道に因革有り」を想起させるものである。

百官公卿表は、内容と形式の面だけでなく、官制叙述の背後にある歴史的思惟においても、後の職官儀注書につながる流れを準備した。そうした流れがすべて百官公卿表に出ずる訳ではないにしても、確かに同書の直接間接の影響

のもと、同書もその中に棹さす大きな文化的潮流のなかで、後の職官儀注書は展開していくのである。

注

- (1) 拙稿「胡広『漢官解詁』の編纂―その経緯と構想―」（『史林』八六一四、二〇〇三年）、「応劭「漢官儀」の編纂」（『関西学院史学』三三、二〇〇六年）。以下、本文で別稿として言及するものはこれらを指す。
- (2) 拙稿「二年律令に見える漢初の秩石制について」（『富谷至編『江陵山張家山二四七号墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六年）
- (3) 拙稿「漢代の古官箴 論考篇」（『大阪樟蔭女子大学（学芸学部）論集』四二、二〇〇五年）
- (4) テキストは、周天游点校『漢官六種』（中華書局、一九九〇年）による。
- (5) 中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年）
- (6) 廖伯源「漢代郡県属吏制度補考」（同氏『簡牘与制度―尹湾漢墓簡牘官文書考証』天津出版社、一九九八年、所収）
- (7) 漢代の故事については多くの研究があるが、近年のものとして廣瀬薫雄『秦漢律令研究』（汲古書院、二〇一〇年）第六章「漢代の故事」を挙げておく。なお職官儀注書と故事の関係については稿を改めて述べる予定である。
- (8) 「西漢周官師説考」巻下（『劉申叔遺書』所収）
 按周官各職、有三公・六卿・諸大夫・士各文者、司服一見。有三公・卿・大夫・士並文者、掌次一見。有三公・孤卿・大夫並文者、射人三見、司士・朝士各一見。：：：。擲五官叙官、則太宰・大司徒・大宗伯・大司馬・大司寇、均卿一人、小宰之属、均中大夫、知司空・小司空亦同。又攷地官叙官云、郷老、二郷則公一人、郷大夫、每郷卿一人。公・孤職掌、経並無文。攷工記匠人、則又再言九卿、故漢書百官公卿表序説周制云、「天官冢宰・地官司徒・春官宗伯・夏官司馬・秋官司寇・冬官司徒、是為六卿、：：太師・太傅・太保、是為三公、：：又立三少、為之副、少師・少傅・少保、是為孤卿、与六卿為九焉。：或説司馬主天、司徒主人、司空主土、是為三公。」東漢周官説並与此同、蓋准大戴保傳篇為説。莽伝之説、則以王制通周官。知者、莽伝称、地皇二年莽下責七公、始建国三年莽令七公六卿号皆称將軍、七公者上公四人暨三公、是莽置大夫・元士雖宗王制、至三公六卿之名則准周官。擲莽説、蓋司徒・司馬・司空為三公、太師・太傅別為上公之二。孤為公貳、新則司允三官、周則小司徒・小司馬・小司空。孤・卿合詞則為九卿、孤・卿分言則為六卿。惟叙官之文、明以六官為六卿正職、如莽説是必六官之三、均上兼三公佐、亦上兼三孤、既以六官長貳兼公孤、則六卿弗

具、必以他職撰其欠。莽以周官无文、故六卿之名尚則虞書。窃以、三公不必備、古文師說美同。書・顧命、六卿四為畢公、六為毛公、是即司馬司空兼作三公之証。卿上兼公、則其貳為孤、經文公・孤似応兼備斯制、今文家僅以三公二王後為公、無上公三公之区、与周官殊。：

注(3)拙稿

(9) 拙稿 『統漢書』百官志と晋官品令 (『関西学院史学』四二、二〇一五年)

(10) 大庭脩監修・漢書百官公卿表研究会 『漢書』百官公卿表訳注 (朋友書店、二〇一四年) 序文 (米田健志執筆) に詳しい解説がある。

(11) 注(1)前掲書では「故略。」と点を切るが、これは明らかに誤りである。

——文学部教授——